

平成20年9月5日

各位

会社名	トランスデジタル株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 後藤 幸英 (JASDAQ・コード番号: 9712)
問合せ先	管理本部長 鈴木 康平
電話番号	03-6858-2100

当社民事再生手続開始の決定のお知らせ

当社は、平成20年9月1日付でお知らせいたしましたとおり、平成20年9月1日開催の取締役会において、民事再生手続の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。それにより、東京地方裁判所より、監督命令及び弁済禁止等を内容とする保全命令が発令されました。

これを受け、本日、民事再生手続開始の決定の報告を受けました。

関係者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。今後当社は、裁判所及び監督委員北原潤一弁護士による指導監督のもと、事業再建に向けて全力を尽くしていく所存でございますので、何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再生手続日程等

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| (1) 再生債権の届出期間 | 平成20年10月6日まで |
| (2) 認否書の提出期限 | 平成20年11月4日 |
| (3) 再生債権の一般調査期間 | 平成20年11月10日から平成20年11月17日まで |
| (4) 報告書等（民事再生法124条、125条）の提出期限 | 平成20年10月31日 |
| (5) 再生計画案の提出期限 | 平成20年12月1日 |

2. 今後の見通しについて

今後当社は、裁判所及び監督委員北原潤一弁護士による指導監督のもと、金融機関、取引先をはじめとする関係各位のご協力を賜りながら、事業再建に向けて全力を尽くしていく所存でございます。関係者の皆様におかれましては、多大なご迷惑をお掛けいたしましたこと重ねてお詫び申し上げます。今後の当社再建に向けご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

1. 申立の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 申立日 | 平成20年9月1日 |
| (2) 監督命令 | 同上 |
| (3) 弁済禁止等の保全命令 | 同上 |
| (4) 管轄裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (5) 事件番号 | 平成20年(再)第194号 再生手続開始申立事件 |
| (6) 申立代理人 | ふじ合同法律事務所
弁護士 中込秀樹
平河総合法律事務所
弁護士 稲見友之
弁護士 田邊勝己
弁護士 片岡 剛
弁護士 寺島 哲 |

弁護士 里岡玲子
弁護士 中川和寿
弁護士 世利英之

(7) 監督委員 阿部・井窪・片山法律事務所
弁護士 北原潤一

2. 会社の概況

(1) 商号 トランスデジタル株式会社
(2) 本店所在地 東京都千代田区永田町二丁目4番3号
(3) 設立年月日 昭和44年8月2日
(4) 代表者 後藤 幸英
(5) 発行済株式総数 788,053,885 株
(6) 資本金の額 2,417,949,370 円

以上